

仕 様 書

- 1 案件名称
缶バッジメーカー一式外3点 買入
- 2 品名、数量、仕様等
別紙明細書のとおり
- 3 納品場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所5階 副首都推進局 事務室内
- 4 納入期限
令和6年9月17日(火)
- 5 特記事項
 - (1) 納入物品はすべて新品であること。
 - (2) 受注者は契約締結後、すみやかに発注者へ単価を明記した内訳明細書を提出すること。
 - (3) 納入日時については、事前に発注者と調整すること。
 - (4) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等の損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
 - (5) 納入品の搬送、納入場所への搬入・養生・設置等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
 - (6) 納品時に納品書を提出すること。
 - (7) 見積に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する。
 - (8) 大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。(製品指定除く)
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)
- 6 その他
 - (1) 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書及び不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書に従うこと。
 - (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置にかかる特記仕様書に従うこと。

(3) 納入の際はグリーン配送に係る特記仕様書に基づくこと。

7 担当

(仕様に関すること)

副首都推進局 副首都企画担当

担当者：奥野（電話：06-6208-8862）

(見積・契約に関すること)

副首都推進局 総務担当

担当者：内山・喜種（電話：06-6208-9514）

明 細 書

	品名	数量	仕様等
1	缶バッジメーカー一式	1 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ (56~58mm) 及び (32mm) のサイズの丸型缶バッジを作成できるもの ・ 同時納入する缶バッジメーカー用カッター及び缶バッジパーツセットに対応するもの ・ 主に金属製 (取っ手など一部プラスチック部品は可) ・ 日本語説明書が付属しているもの <p>【同等品可：参考製品】 「バッジマンネット」 57mm缶バッジマシン 057K00000 32mm缶バッジマシン 032K00000</p> <p>「ユーロポート」 手動缶バッジマシン バッジオ! スタンダード本体 ユーロポートオリジナル BMH-1 丸型アタッチメント 56mm BAM-R56 丸型アタッチメント 32mm BAM-R32</p>
2	缶バッジメーカー用カッター一式	1 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同時納入する缶バッジメーカー及び缶バッジパーツセットに対応するもの ・ 主に金属製 (取っ手など一部プラスチック部品は可) <p>【同等品可：参考製品】 「バッジマンネット」 57mm プロ仕様 ノーマル サークルパンチカッター (切り抜きサイズ:φ66.67mm) 057C00001 32mm プロ仕様 サークルパンチカッター (切り抜きサイズ:φ41.37mm) 032C00001</p> <p>「ユーロポート」 丸型スタンドカッター 56mm BSC-R56 丸型スタンドカッター 32mm BSC-R32</p>
3	缶バッジパーツセット (56~58mm)	1,200 個	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面 (上部) パーツ、安全ピン裏面パーツ、フィルムを一式として、56~58mmの丸型缶バッジ完成品を必要個数製作できるものであること ・ シェル表面パーツ及び安全ピン裏面パーツは金属製であること ・ フィルムの素材はPET(ポリエチレンテレフタレート)もしくはOPP (オリエンテッドポリプロピレン) など、缶バッジ製作に適した素材であること ・ 同時納入する缶バッジメーカー及び缶バッジメーカー用カッターに対応するもの <p>【同等品可：参考製品】 ※梱包単位は問わない 「バッジマンネット」 57mm ZecurePIN(Z安全ピン)パーツセット 057ZP0050</p> <p>「ユーロポート」 缶バッジ用 丸型 安全ピン 56mm BAP-R56E</p>
4	缶バッジパーツセット (32mm)	1,300 個	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面 (上部) パーツ、安全ピン裏面パーツ、フィルムを一式として、32mmの丸型缶バッジ完成品を必要個数製作できるものであること ・ シェル表面パーツ及び安全ピン裏面パーツは金属製であること ・ フィルムの素材はPET(ポリエチレンテレフタレート)もしくはOPP (オリエンテッドポリプロピレン) など、缶バッジ製作に適した素材であること ・ 同時納入する缶バッジメーカー及び缶バッジメーカー用カッターに対応するもの <p>【同等品可：参考製品】 ※梱包単位は問わない 「バッジマンネット」 32mm 安全ピン パーツセット 032A00050</p> <p>「ユーロポート」 缶バッジ用 丸型 安全ピン 32mm BAP-R32E</p>

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（副首都推進局総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（副首都推進局総務担当）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の副首都推進局総務担当（連絡先：06 - 6208 - 9514）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965